



広島県報

定期
第78号

発行者 広島県
発行所 広島県総務部
総務管理局文書法制室
購読料 月額 2,700円

目次

急傾斜地崩壊危険区域の指定	一
特定非営利活動法人の認証申請	四
大規模小売店舗立地法の規定による市の意見の概要	四
開発行為に関する工事の完了	四
公安委員会告示	四
遊技機の型式の検定の告示	五

告示

広島県告示第八百七十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成十八年十月十六日

広島県知事 藤田雄山

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
上温品四丁目五〇地区
- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結

んだ線に囲まれた土地の区域

郡市 町 村 字 地 番

広島市 東区上温品四丁目 六七三番六 標柱一号

〃 〃 〃 〃 六七三番二 標柱二号

〃 〃 〃 〃 六五三番一 標柱三号及び四号

〃 〃 〃 〃 乙三五六番 標柱五号及び六号

〃 〃 〃 〃 六六四番 標柱七号

〃 〃 〃 〃 六七〇番 標柱八号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称 中野東一丁目一六地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結

んだ線に囲まれた土地の区域

郡市 町 村 字 地 番

広島市 安芸区中野東一丁目 七六九八番一 標柱一号

〃 〃 〃 〃 七二二八番一 標柱二号及び三号

〃 〃 〃 〃 安芸区中野東町 山根 一七一八番一 標柱四号から八号まで

〃 〃 〃 〃 安芸区中野東一丁目 七二二九番一 標柱九号

〃 〃 〃 〃 〃 七七三一番一 標柱十号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称 沖塩屋D地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号

を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市 町 村 地 番

廿日市市 沖塩屋三丁目 六四七一番四七 標柱一号

〃 〃 〃 〃 一五九七番一〇 標柱二号

〃 〃 〃 〃 一五九七番二五 標柱三号から六号まで

〃 〃 〃 〃 一五九七番二六 標柱七号

〃 〃 〃 〃 一五九七番一八 標柱八号

〃 〃 〃 〃 一五九七番一 標柱九号及び十号

東畑一〇九地区(追加)

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を昭和四十七年一月二十八日広島県告示第八十号(以下「告示」という。)で指定した土地に沿って結んだ線、標柱二号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域。ただし、標柱一号は告示で指定した土地に存する標柱二号と三号を結んだ線に存するものとする。

郡市	町	村	地	番	
呉市	東畑一丁目				一〇七番一
					一〇七番一〇
					一〇七番一六
					一〇七番二五
					一〇七番二二
					一〇七番四六
					一〇七番八
					一〇七番二七
					標柱一号から三号まで
					標柱四号
					標柱五号から七号まで
					標柱八号
					標柱九号
					標柱十号
					標柱十一号
					標柱十二号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

二 西辰川二丁目一八地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市	町	村	地	番	
呉市	西辰川二丁目				三八五番
					三八四番地先道路敷
					三八三番
					三八四番
					三九一番
					三八八番
					標柱一号
					標柱二号
					標柱三号、四号及び六号
					標柱五号
					標柱七号
					標柱八号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

二 阿賀北七丁目二〇地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線、標柱八号と九号を昭和

六十二年三月三十日広島県告示第三百四十四号(以下「告示」という。)で指定した土地に沿って結んだ線、標柱九号と十号を結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域。ただし、標柱八号及び九号は告示で指定した土地に存する標柱一号及び九号と同一とする。

郡市	町	村	地	番	
呉市	阿賀北七丁目				二二四三番地先水路敷
					二二四三番
					二二四三番一
					二二四四番一
					二二四四番一
					二二四六番地先道路敷
					二二四一番一
					二二四一番六
					二二四一番四
					二二七六番四地先道路敷
					標柱一号
					標柱二号
					標柱三号
					標柱四号
					標柱五号
					標柱六号
					標柱七号
					標柱八号
					標柱九号
					標柱十号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

二 第二鷹原団地地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市	市	町	村	大字	字	地	番	
東広島市	黒瀬町	檜原			鷹原	東大迫	五六七番二七	標柱一号
							一三五二番三	標柱二号
							一三五二番一	標柱三号
							一三五三番一	標柱四号
					鷹原		五五一番二八	標柱五号
							五五一番八	標柱六号
							五五一番一	標柱七号
							五五一番二	標柱八号
							五六七番二	標柱九号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

二 須波地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市	町村	地番	番
三原市	須波町	一八二番地先道路敷	標柱一号
"	"	"	標柱二号
"	"	"	標柱三号
"	"	"	標柱四号
"	"	"	標柱五号
"	"	"	標柱六号
"	"	"	標柱七号
"	"	"	標柱八号

公 告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定によって、次のとおり特定非営利活動法人認証申請があった。

平成十八年十月十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	申請のあった年月日
特定非営利活動法人つくしんぼ作業所	和田 裕子	広島県広島市東区戸坂くるめ木二丁目二番一五号	この法人は、障害者の自立と社会参加促進及び生活支援に関する事業を行い、地域の人々と障害者の助け合いを通じて住みよい街づくりをはかり、もって広く福祉の増進に寄与することを目的とする。	平成十八年一月四日
特定非営利活動法人福祉工房むぎ	石倉 康次	広島県安芸郡府中町浜田一丁目五番一〇一〇一	この法人は、障害をもつ人(以下「障害者」)に対して、地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行い、福祉の増進を図り、誰もが安心して暮らしていける街づくりの実現と社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。	平成十八年一月四日

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定によって、大規模小売店舗の所在地の属する市から意見が提出された。

平成十八年十月十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

1 名称

フジグラン三原

2 所在地

三原市円一丁目一八三四 二九外

二 提出された意見の概要

意見なし

三 提出された意見の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧できる時間帯

1 縦覧場所

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室(広島市中区基町一〇番五二号)

三原市経済部商工振興課(三原市港町三丁目五番一五号)

2 縦覧期間

平成十八年十月十六日から平成十八年十一月十六日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

3 縦覧のできる時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定によって、開発行為に関する工事の完了について、次のとおり公告する。

平成十八年十月十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

尾道市西藤町字石宇津四一四番一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

尾道市西藤町七八七番地

栗村 堅

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

廿日市市宮島口西一丁目二四七番九から二四七番一一まで、二四七番一三、二四七番一

四、二四七番一七、二四七番一八、二四七番二一、二四七番二三、二四七番二五、二四七番二六、二七五三番一七

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 廿日市市宮崎口西一丁目七番一四号
 岡谷 恒

廿日市市大野甲三三〇一番地一

川崎 ヤスノ

廿日市市大野甲三三〇一番地一

川崎 義昭

広島市安佐北区可部五丁目一九番一三号

藤田 雅子

広島市安佐南区塚本三丁目一六番一五号

藤田 英子

広島県豊田郡豊田一丁目五番四 二〇七号

藤田 恒雄

公安委員会告示

広島県公安委員会告示第85号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第6条に定める技術上の規格に適合していると認められるので、規則第9条第1項の規定により告示する。

平成18年10月16日

広島県公安委員会
 委員長 高 須 司 登

検定番号	検定の有効期間	遊技機の種類	型式名	申請者名(住所)	製造業者名(住所)
6S0769	告示の日(平成18年10月16日)から3年間	回胴式遊技機	キヤツシユマツシ	株式会社アリストクラブ トナクノロジス 代表取締役 吉松 俊男 (東京都千代田区東神田二丁目5番12号)	左 同

6P0722	同 上	ぱちんこ遊技機	CRロー ズルナイ メットF	豊丸産業株式会社 永野 裕 代表取締役 名古屋市中村区 長戸井町三丁目12番地)	左 同
6P0774	同 上	同 上	CR野薔 薇物語H	同 上	左 同
6P0820	同 上	同 上	CR風の クラウン イアSN 3	アビリティ株式会社 雅弘 代表取締役 濱野 雅弘 (大阪府大阪市中央区南 船場二丁目9番14号)	左 同
6P0842	同 上	同 上	CR古都 絢爛SN 1	同 上	左 同
6P0809	同 上	同 上	CRやば ちゃんJ N 66	同 上	左 同
6P0755	同 上	同 上	CR電撃 ネットワ ークSSR X	株式会社エーエ電研 孝俊 代表取締役 武本 上野三 丁目12番9号)	左 同
6P0808	同 上	同 上	CR電撃 ネットワ ークSSR G	同 上	左 同
6P0813	同 上	同 上	CR電撃 ネットワ ークST 8	同 上	左 同
6P0874	同 上	同 上	ぱちんこ ウルトラ ゼランG 3	京楽産業株式会社 善紀 代表取締役 檀本 中區錦 三丁目24番4号)	左 同
6P0895	同 上	同 上	CRぱち んこウル トラゼラ ンW1	同 上	左 同
6S0787	同 上	回胴式遊技機	ザキング オブア イターズ 2XX	株式会社SNKアライエア 代表取締役 外山 公一 (大阪府吹田市豊津町14 番12号)	左 同

6S0908	同上	同上	カロウチ ンゼツD X	同上	左 同
--------	----	----	-------------------	----	--------